

令和元年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その 2)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 105 号 議 案	神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例	1
認 第 2 号	平成30年度神奈川県一般会計歳入歳出決算及び同年度神奈川県特別会計歳入歳出決算の認定について	5

神奈川県道路交通法関係手数料条例の 一部を改正する条例

神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。
別表第1の5の項中「第104条の4第6項」の次に「（法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同表7の項中

「 1,550円 1,900円 」	を	「 1,550円 1,900円 （道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円） 」	に、
「 1,750円 1,900円 」	を	「 1,750円 1,900円 （政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあ	に、

っては、800円)

1,900円
1,500円

を
 「
 1,900円
 (政令第33条の
 6の2第6号に
 掲げるやむを得
 ない理由のため
 免許証の更新を
 受けることがで
 きなかつた者に
 対する試験にあ
 っては、800円)
 1,500円
 」

に、

1,700円
1,900円

を
 「
 1,700円
 1,900円
 (政令第33条の
 6の2第6号に
 掲げるやむを得
 ない理由のため
 免許証の更新を
 受けることがで
 きなかつた者に
 対する試験にあ
 っては、800円)
 」

に改め、

同表10の項中

第一種運転 免許又は第 二種運転免 許に係る免 許証	政令第33条 の6の2第 6号に掲げ るやむを得 ない理由の ため免許証 の更新を受 けることが できなかつ	1,700円 (法第92条第 1項後段の規 定により、一 の種類の免許 に係る免許証 に他の種類の 免許に係る事 項を記載して
--	--	---

第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	2,050円 (法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)
------------------------	---

を

た者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	その種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、1,700円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)
政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者でない場合又は法第97条の2第1項第3号に該当しない場合	2,050円 (法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)

に

改め、同表11の項中「3,500円」を「2,250円」に改め、同表12の項中「、法」を「、」に、「又は法」を「又は」に、「第101の2の2第1項」を「第101条の2の2第1項」に改め、同表20の項中「国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する」を「運転免許に係る講習等に関する規則第8条第1項に規定する」に改める。

附 則

- この条例は、令和元年12月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中12の項に係る部分及び20の項に係る部分は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和元年9月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

道路交通法の一部改正等に伴い、免許証再交付手数料等の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

平成30年度神奈川県一般会計歳入歳出
決算及び同年度神奈川県特別会計歳入
歳出決算の認定について

平成30年度神奈川県一般会計歳入歳出決算及び同年度神奈川県特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和元年9月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治